

## 岩出市との公共工事にかかる契約における仕様書

この仕様書は、岩出市発注の公共工事において、適正な下請契約及び施工管理等の確保のため、請負者に対して下記の内容を義務付けるものである。

### 記

1. 請負者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめその下請負人の名称、下請代金額、下請負の内容その他必要な事項について、岩出市の承認を得なければならない。
2. 前項の場合において、請負者は岩出市建設工事事務規程に定める書類(様式第6号)、「一部下請負確認書」(別紙)の他、必要書類を添付の上、工事発注担当課に提出しなければならない。
3. 前項の提出書類による審査の結果、正当な理由に基づき「一部承認」または「不承認」としたことについて、市は請負者及び予定されていた下請負人に対して一切の責任を負わない。
4. 提出された内容を確認する為、下請業者の情報等について他の関係機関に照会をする場合がある。
5. 承認を受けた後、申請内容と異なる事実が判明した場合は、指名停止・契約解除のいずれか又はその両方の措置を行う場合があります。
6. この仕様書に定めるもののほか、請負人は下請契約に当たっては、関係法令を順守し、元請負人としての義務と責任において適正な工事の施工に努めなければならない。
7. この仕様書に定める事項に疑義がある場合は、入札執行までに財務課管財係に問い合わせること。入札に参加した場合は、上記の内容を了解したものとする。